

## 公益財団法人日本知的障害者福祉協会 会員規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「本会」という）定款第13条に定める本会の会員及び会費に関する事項を定めるものとする。

### (会 員)

第2条 都道府県知的障害者福祉協会（以下「地方会」という）に所属する、社会福祉法人、公益及び一般財団法人、公益及び一般社団法人、国及び地方公共団体等が経営する、知的障害者を主たる対象として障害福祉サービスを行う別表1の施設及び事業を行う者は、会員となることができる。

2 会長は、本会の事業において特に貢献した者、学識経験者を理事会の承認を得て、会員にすることができる。

### (準会員)

第3条 地方会に所属する前条に定める会員以外の障害福祉サービスを行う施設及び事業を行う者は、準会員となることができる。

### (研究会員)

第4条 会員又は準会員施設及び事業に所属する職員は、研究会員になることができる。

### (賛助会員)

第5条 本会の趣旨に賛同する個人又は団体は、賛助会員になることができる。

### (入会手続)

第6条 会員、準会員、研究会員及び賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

### (会 費)

第7条 会員、準会員、研究会員及び賛助会員は、別表2による所定の年会費を納入しなければならない。

2 第2条第2項に規定する会員の会費は免除とする。

3 会員及び準会員の会費の納入は、地方会単位で一括して納入することとし、以降毎年度会費を納入しなければならない。

### (退 会)

第8条 会員及び準会員は、退会届を本会に提出することにより、退会することができる。

- 2 前項の場合、既に納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。
- 3 正当な理由がなく、会費を2年間滞納した場合は退会とする。

(会費の使途)

第9条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の40%以上を当該年度の公益事業に使用する。

(変更)

第10条 この規程の変更は、定款第13条第3項及び第4項に定める規程により、理事会の決議を経て行うこととする。

附 則 この規程は、本会の公益財団法人登記日より実施する。

附 則 平成26年5月15日改正

附 則 平成27年5月26日改正

附 則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

(別表 1)

—対象となる施設、障害福祉サービス及び事業—

(1) 「児童福祉法」に定める次の児童福祉施設 障害児入所支援 障害児通所支援
(2) 「発達障害者支援法」に定める発達障害者支援センター
(3) 「障害者総合支援法」に定める次の障害福祉サービス 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 施設入所支援 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、共同生活援助
(4) 「障害者総合支援法」に定める次の地域生活支援事業 相談支援事業 移動支援事業 地域活動支援センター 日中一時支援 福祉ホーム
(5) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく就業・生活支援センター
(6) 「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」に定める福祉施設
(7) その他、上記に準じるものとして理事会が認めたもの

※会員は、指定事業所単位とする。

※救護施設においては、平成 18 年 10 月 1 日以前に本会の会員となっている場合は引き続き会員とみなす。

※療養介護は、知的障害者を主たる対象とする障害福祉サービスに準ずるものとして取り扱う。

※以下の事業は、実施主体となる事業に附帯する事業として取り扱う。

自立生活援助、就労定着支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

(別表2)

## —施設・事業形態別、定員規模別会費金額表—

区 分		会費年額	
A	障害児入所支援	29人以下	34,000 円
		30～49	40,000
		50～74	48,000
		75～99	54,000
		100人以上	61,000
B	障害児通所支援	10人以下	14,000
		11～19	28,000
		20～59	33,000
		60人以上	37,000
C	日中活動系サービス (多機能型の事業所にあつては、 事業所全体の定員)	10人以下	14,000
		11～19	28,000
		20～59	33,000
		60人以上	37,000
D	施設入所支援 (障害者支援施設にあつては、 CとDの合計額)	29人以下	5,000
		30～49	7,000
		50～74	13,000
		75～99	17,000
		100人以上	24,000
E	訪問系サービス (居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援事業・同行援護)	10,000	
F	共同生活援助	14人以下	8,000
		15～30	10,000
		31人以上	20,000
G	相談支援事業	14,000	
H	地域活動支援センター 日中一時支援	10人以上	10,000
		15人以上	12,000
		20人以上	14,000
I	自立訓練(宿泊型)	19人以下	10,000
		20人以上	22,000
J	福祉ホーム	10,000	
K	就業・生活支援センター	14,000	
準会員		上記会員と同額	
研究会員		5,000円	
賛助会員	個人	10,000円以上	
	団体	30,000円以上	